

## 第7回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年2月3日(金)

午後2時～4時35分

場所 議事堂 7階 第1委員会室

### 出席者

#### ・検討会委員

村上和久(座長)、佐藤則寿(副座長)、舎川智也、江西照康、島隆之、橋本雅雄、横野昭、村石篤、南俊正、鋪田博紀、赤星ゆかり

#### ・事務局

久世議会事務局長、後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

#### ・傍聴人(議員、一般)

議員8人、一般3人

#### ・報道関係

19人

### 議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

村上座長： それでは、ただ今から政務活動費のあり方検討会を開会いたします。まず検討会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君、他2名から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、〇〇君、他2名の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。

報道関係者： (テレビカメラに対し、レポーターが喋り出し、VTR録画スタート)

村上座長： ちょっとちょっと、そういうのはなしだ。もう、開会しているのに、そういうのはなしにしてください。

報道関係者： 失礼しました。

村上座長： 報道関係の皆さんにあらかじめ申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、カメラ等取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に過度に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の妨げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。他の委員会などで、委員の後ろにまわってということがございました。委員の後ろにまわることのないよう、あらかじめお願い申し上げます。

それでは、本日の議事録の署名委員に島委員、橋本委員を指名いたします。それでは、政務活動費のあり方について、協議に入ります。最初に、新・運用指針の素案に係る協議結果について議題といたします。この協議結果については、先月31日に、運用指針策定作業部会の横野部会長から、私と佐藤副座長に提出がございました。まず、この協議結果について、事務局から説明させます。

後藤次長： お手元の資料の、政務活動費の新・運用指針の素案に係る協議結果について、この資料に基づいて、議題を報告したいと思います。座って説明させていただきます。それでは、1ページ目で、12月の中旬に、各会派の皆さんからご提案いただいた、改善提案に基づきまして、作業部会の協議が進みました。その項目に従って、この黒帯の単位で、6項目について、合意事項をまとめたものでございます。

大項目の1番目、市政報告会としての開催条件及び充当可能な費用、証拠書類について、でございます。(1)の市政報告会として認める条件でございます。懇親会と一緒に開催したというのがありましたので、(1)の政務活動費を充当することができる市政報告会の開催条件は、次の事項を合意したものでございます。アの単独開催の場合のみ支出を認める、懇親会は別会場で開催することとするということが1点です。イの国会議員、県議会議員が参加する場合は、市政報告会とは認めず、全ての支出を認めないということでございます。このことに関しましては、いくつかの意見が出されました。①で、そもそも、市政報告会の開催状況を見ますと、政務活動と政務活動以外の活動を明確に区別することが困難であることから、一切の費用について支出すべきではないというご意見。イに関しまして、②市政と県政は密接に関係するため、県議会議員が参加する場合は、市政報告会として認めるべきであるというご意見のほか、③国会議員が参加される場合も広く認めるべきだというご意見も出されました。

(2)の支出基準及び証拠書類でございますが、市政報告会を開催する条件を満たした上での支出できる項目でございます。会場費については支出することができるとなりました。茶菓子代と看板代は廃止するというご意見がございましたが、やはり意見がございました。湯茶代の賛否の状況について、あり方検討会へ報告してほしいということで、ご覧のとおり、賛成、反対の状況でございます。看板代の賛否の状況についても、ご覧のとおりのご状況でございました。2ページをお願いいたします。証拠

書類でございますが、報告書の提出を義務付けるということと、証拠写真の添付を義務付けます。

(3)の支出項目の整理でございます。市政報告会の開催規定から申しますと、会派の皆さんから報告をし、住民の皆さんから意見をいただくといった、往復の作業が一体であろう、経費的にも一体のものであるということで、広報費及び広聴費の区分を、広報広聴費に統合したらどうか、ということで合意を得ております。

大項目の2番目、視察・陳情活動等における旅費支出基準及び証拠書類についてでございます。旅費の支出を認める条件といたしましては、次の場合は旅費を支出することはできないということでございます。アの政党や議員個人に対する要請・陳情活動への旅費のほか、参加費用のすべて。イの政党主催の研修会、後援会等への旅費のほか、参加費用のすべて、これについては支出を認めないということでございます。支出基準及び証拠書類でございます。個別の旅費についてでございます。宿泊費は、宿泊料及び朝食代(一泊朝食付)の支出は認めるが、夕食代の支出は認めないということでございます。上限金額14800円の範囲内で、実費による精算を行うというのが条件となっております。鉄道賃につきましては、グリーン料金は支出を認めない。日当については、1日3000円でございますが、これは支出を認める。ガソリン代については、県外のみ支出を認める。海外視察旅費につきましては、支出の可否につきましては、過去の視察報告書を見た上で判断する、ということになっております。これらにおきましても、意見が付されております。日当の支出につきましては、賛否の状況はご覧のとおりでございます。ガソリン代につきましては、調査等の目的を明確にした場合は、富山市外の利用分も認める、あるいは富山市内の利用分も認めるべきだとする意見が複数ございました。海外視察旅費の支出の賛否の状況でございますが、ご覧のとおりでございます。3ページをお願いいたします。証拠書類でございます。参加者全員が報告書を作成して、提出することを義務付けることでございます。

3番目、会議・意見交換等の出席者負担金の支出についてでございます。各種団体が主催する会議、意見交換会等に対する会費、年会費及び出席者負担金等、これは全て支出を認めない。さらに、意見交換会後に行われる懇談会経費、現在、上限5000円を認めておりますが、これについても廃止するといったこと、このほか、これらの会合に出席される交通費など、関係する費用の全てについても支出を認めないということでございます。

4番目、市政報告会資料、広報誌等の掲載内容の基準及び作成、配布に係る費用充当についてでございます。市政報告会資料、広報誌等の印刷代でございますが、会派名または議員名等、発行者にかかわらず、政務活動費の充当の考え方は次のとおりとすることです。アの開催内容の全てが、政務活動に関する内容であると認められる場合は、全額を支出することができる、イの掲載内容が、政務活動と政務活動以外の議員活動(政党活動、後援会活動等)が混在していると判断される場合は、按分率を適用し、1/2の額を支出することができる、

ただし、この主旨に反すると判断される場合は支出を認めないこととするでございます。印刷代の単価でございますが、社会通念上、妥当な単価の範囲での支出の目安が必要ではないかというご意見の中で、業者さんから見積り徴収等により、参考価格を設定いたしまして、政務活動費を充当する際の単価のルールを定めてはどうかということでございます。広報誌の配布代についてでございます。広報誌の印刷代の考え方についても、掲載内容の全てが、政務活動に関する内容であると認められる場合は、全額を支出することができる、掲載内容が政務活動と政務活動以外の議員活動が混在していると判断される場合は、按分率を適用し、1/2の額を支出することができる、ただし、この主旨に反すると判断される場合は、支出を認めないこととするでございます。

5番目、事務費の支出についてでございます。切手の事前購入、つまり買置きは認めないということで、郵送費の考え方としましては、郵便局のほか、配送専門事業者等の窓口から実際に発送した数量分の郵送費、配布代のみ支出できるということでございます。通信費でございます。現行基準の、自宅におけるインターネット使用料、タブレット端末に係る通信費、コピー機使用料、固定電話使用料及び携帯電話使用料は、現在、総額の1/4かつ1万円以内を認めておりますが、この基準を廃止いたします。

6番目、資料購入費及び人件費の支出についてでございます。書籍購入費でございますが、証拠種類として、領収書及び購入書籍名を特定できるものを添付するというので、最近は書籍コードが印刷されたレシートが発行されるというお店が多くなっているということでございますので、そういったものを活用するというのと、そういったものが発行されない場合については、表紙の写真等、買われたものの写しを添付していただくということでございます。新聞購入代でございます。現行のとおり、自宅における2紙目のみへの支出は認めますが、領収書等は1紙目、2紙目とも添付するものとします。会派購入、自宅購入とも、政党機関紙及び新聞代は、支出することができないという表現になっておりますが、「及び」の後の「新聞代」を一般の新聞も含まれるととられる方もいらっしゃると思いますが、「及び」を「の」と置換えていただき、政党機関紙、政党が発行する新聞ということをご理解いただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。人件費でございます。会派控室において勤務する職員に対する人件費のみ、支出することができるということ、会派控室以外の議員個人等の事務所で、雇用する職員やアルバイト及び広報誌配布のための職員やアルバイトに対する人件費は支出することができないということで、広報誌の郵送、配布につきましては、郵送、宅配メール便、シルバー人材サービス等、事業として行う者に依頼する費用にのみ、支出することができるということでございます。この人件費に関しましては、ご議論がございまして、意見のところに記載してございます。会派控室で勤務する職員の人件費を政務活動費から全額を支出することについてのご議論でございますが、会派事務職員の業務は、政務活動、政務活動以外の議員活動のほかに、議会活動(公

務)に携わっている側面から問題提起がなされ、次のような意見が交わされました。政務活動以外の議員活動の補助は除外できたとしても、議会活動(公務)の補助を行わないことが現実的に可能か、全額支出を認めないとするいくつかの判例なども示されていることを考慮し、按分率を適用すべきではないかというご意見。もう一つのご意見として、政務活動以外の業務に従事しないことを、雇用契約の中で明記するなどにより、対応可能であること、また会派の規模等によっては、様々な業務が混在せざるを得ないことから、全額充当を認めるべきではないかというご意見。このことから部会では、全額支出か、按分支出かについては結論が出ず、研究テーマとして、あり方検討会に報告してほしい旨の意見が付されております。

続きまして、皆様方からの改善提案の合意を受けまして、これに関する条例改正事項が、6ページでございます。富山市議会政務活動費の交付に関する条例の改正について、3点の改正箇所がございます。広報費及び広聴費を統合し、「広報広聴費」に改めるということを条例に反映させるためには、条例の巻末に別表がございます。広報費と広聴費を別に支出できる経費の範囲を書いておりますが、これを名前を統合し、内容も統合するものでございます。会議費については、団体等が開催する意見交換会等各種会議へ会派として参加に要する会費、年会費及び参加者負担金のほか、それらの参加に要する全ての経費について支出を認めないこととするため、該当の条文を削除するものでございます。条例別表の会議費の中の、下線部分を削除するものでございます。収支報告書の提出等の関係でございます。現行規定は、支出に係る領収書等の証拠書類となっておりますが、出納簿の提出の義務化を明記するために、「会計帳簿」を加えるという改正でございます。以上、3点が条例改正事項でございます。

7ページをお願いいたします。そのほか、部会での議論の中で、あり方検討会の方へ、意見として報告をしてほしいということがございます。1つ目、政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティ制の検討についてでございます。2つ目、政務活動費の交付方法等に係る検討について、交付方法で完全後払い制への移行、交付対象で個人払いまたは併用払いへの移行、交付額で現行月額15万円の見直し、交付等の運用案について市民の意見を聞く場の設置がございます。3つ目、政務活動費の審査に係る第三者機関のあり方の検討についてでございます。費用負担について、政務活動費での支出の適否、議員報酬で支出すべきではないというご意見から、このことの検討や、設置主体について、会派側に設置という現行スキーム及び設置そのものについての再検討ということでございます。これらに共通するご意見として、述べられたことが枠の中に書いてあります。アの現行の第三者機関の設置の仕組みについては、補欠選挙前に決定されたものであり、その構成員はあくまで市民とし、公開の仕組みを作れば、公認会計士等の有識者による有償機関の設置は不要と考える。このことから、現行の機関設置による費用負担には納得いかないというご意見。イの会派支給が使い切り意識や不正を助長したことから、個人支給により責任を明確

化し、月締めによる請求、長期間立替え方法の検討の上、「実質後払い」から「完全後払い」にすべきであるというご意見。ウの今後も、政務活動費の問題は注目されていくことから、今回決めた内容についても、4月の選挙後に市民の声を聞きながら、もう一度見直すことが必要であり、「あり方検討会」及び「作業部会」についても、新たな議員構成で議論を継続していくべきであるというご意見。一方、エの政務活動費の改善については、改革を一步でも早期に進めなければならないとの要望をいただいたことから、「あり方検討会」を速やかに設置し、議論を進めてきたことについてはご理解いただきたい、4月の選挙後、本方針を叩き台としながら、新しい議員構成のもとで、改革の議論を進めていただければと考えるというご意見がありました。4つ目は、政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討についてということでございます。その他の意見といたしまして、条例改正の際に、今回のような政務活動費の改善に至った経緯等について、提案理由の説明の中で、盛込んでほしいといったご意見がありました。説明は以上でございます。

村上座長： この協議結果につきましては、この後、個別に、今後の協議事項を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。次に、ただ今、説明のあった協議結果を受けまして、本検討会として、今後、どのように検討を進めていくのか、協議したいと思っております。このことの協議を進めるにあたり、お手元の資料「今後の協議事項(案)」を作成しましたので、事務局から説明させます。

横山庶務課長： 今後の協議事項(案)について説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元の資料「今後の協議事項案」について、ご覧ください。作業部会から提出された協議結果に基づき、今後の協議事項を整理したものとなっております。1番目の「新・運用指針(素案)に係る事項」につきましては、作業部会における賛否の状況を踏まえて、まず、大きく全会一致で合意したものと、賛否が分かれたものに区分しております。賛否が分かれたものは、「1(1)市政報告会として認める条件」において、①市政報告会に係る費用への充当を認めるべきかどうか、それと、②の市政報告会への国会議員、県議会議員の参加を認めるべきかどうか、という2点がございました。賛否の状況は、それぞれ右側の欄に記載のとおり、差がついている状況でございます。続きまして、「1(2)市政報告会の支出基準及び証拠書類」において、①湯茶代を廃止すべきかどうか、それと、②の看板代を廃止すべきかどうか、という2点がございました。賛否については、差がついている状況でございます。次のページをご覧ください。「2(2)視察・陳情活動等における旅費支出基準及び証拠書類」においては、①日当の支出を認めるべきかどうか、という点がございました。賛否については、差がついている状況でございます。②のガソリン代の支出については、当初、県外のみを認めるということで、合意がなされておりましたが、その後、改めて議論があり、調査等の目的を明確にした場合には、「富山市外

の利用分も認める」及び「市内利用分も認める」とすべきとの意見が、複数あったという状況でございます。③の海外視察旅費の支出については、賛否が拮抗している状況でございます。「6(3)人件費の支出」については、会派控室で勤務する職員の人件費を、政務活動費から全額支出することについて問題となりましたが、「全額支出」か、「按分(1/2)支出」かについて結論が出なかった、という状況でございます。

続きまして、2番目の「条例改正に係る事項」に入ります。富山市議会政務活動費の交付に関する条例の第8条第2項関係で「政務活動費を充てることができる経費の範囲」について、広報費及び広聴費を統合し、広報広聴費に改めること、及び、②会議費について、団体等が開催する意見交換会等の各種会議へ会派として参加に要する経費を削除すること、さらに、同じ条例の第9条第4項関係で「収支報告書の提出等」について、議長に提出すべき書類について、「会計帳簿」を加えること、以上、3点が運用指針の改定に伴う条例改正事項として報告されております。

次のページをご覧ください。3番目の「その他の事項」でございます。1つ目は、政務活動費の不適切な執行等があった場合のペナルティ制の導入について検討したらどうか、というものでございます。2つ目は、政務活動費について、完全後払い制への移行、さらに議員個人への支払い又は会派と議員への併用払いへの移行、また現行の交付月額一人当たり15万円が適正かどうかの見直し、交付等の運用(案)について市民の意見を聞く場の設置、以上の検討を求めるとご意見がありました。3つめは、政務活動費の審査に係る第三者機関の費用負担について、政務活動費での支出の適否(議員報酬での支出の検討)、設置主体について、「会派側に設置という現行スキーム」及び「設置そのもの」についての再検討を求めるとご意見がありました。4つ目は、事務局からの提案ですが、政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けて、同意書を導入したらどうか、というものでございました。5つ目は、条例改正の際に、今回のこのような政務活動費の改善に至った経緯等について、提案理由の説明の中で盛り込んでほしいというご意見がありました。今後の協議事項(案)の説明は、以上でございます。

村上座長： 1番目の「新・運用指針(素案)に係る事項」につきましては、作業部会における賛否の状況を踏まえて、「全会一致で合意したもの」については、作業部会で合意されたとおり、本検討会において決定するものとしたしたいと思います。いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、「賛否が分かれたもの」について、検討をいたします。まず、「1(1)市政報告会として認める条件」のうち、①の市政報告会に係る費用への充当を認めるべきかどうかについて、委員の皆様のご意見を伺います。

佐藤副座長： 公明党が唯一反対ということで、12対1になっておりますので、私から発言をさせていただきます。公明党会派といたしましては、議員個人が主体となって開催する市政報告会では、ある意味では後援会活動と見られる可能性もあるんじゃないかと、また県議会議員、国会議員を呼んだ場合に政党活動とみなされる場合もあるんじゃないかと、あいまいな基準というようになるところになると思います。会派としましても、年々いろんな改正をしてみましたが、市政報告会については、個人の収支報告に掲載するか、もしくは、いずれにしても、政務活動費としての支出は認めないということでやっておりましたので、敢えてそれは、市政報告会に係る支出については認めないというふうにしたほうがよろしいんじゃないかと主張します。

村上座長： 賛成ですか。皆さんは賛成ということですが、ご意見は。

赤星委員： 市政報告会に、議員や会派としても重要な活動ですので、議会でどのように取り組んでいるのかを、住民の皆さんへ報告するという活動は、政務活動中の政務活動だと思っておりますので、当然これに政務活動費を充当するのは何ら問題ないと思っております。

村石委員： 社民も赤星委員と同じような考えで、議会と市民が近く、議員がどう考えているか、市民がどういう意見を持っているのか、ということを市政報告会の中で、報告し意見を聞く、そしてそれを記録して、そのことを本来の政務活動として取り入れていく、それは議員にとってとても大事なことになるので、政務活動費を使うことができると思います。選挙を目の前にしても、市政報告会をするわけですが、選挙のことは一切言わない、あくまで自分のやっている市政報告と意見を聞く、それに限定して厳密にやってきていますので、政務活動費を使っていると思っております。

佐藤副座長： 公明党としての発言です。最終的には多数決でよろしいかと思っておりますが、当初からこのあり方検討会の発足に至った経緯を考えますと、社民さんがおっしゃいましたけども、この指針の部会等の話がありますが、全てが政務活動に関する内容であると、本当に言い切れるかどうかということと、社会通念上、妥当と言えるかどうかということと、市民感覚からどうなのかというような、3点のポイントが大事なかなと思ってまいりましたので、そういう面から冒頭の政務活動のみとするということは、本当に100%証明ができるのかということが、どうしても引っかかりますので、部会の流れ、本当に大変ご苦労いただいたことはよく分かるんですけども、そういったあいまいな場合であれば、按分1/2という議論がなされております、そういったことを考えると1/2というのを取り入れるのも、いいのかなとも思うわけです。

村石委員： 按分率は、一見いいように見えるんですが、危険性もあるんですね。1/2だから、後援会のことも話ししてもいいと、選挙のことも話ししても



いいと、政党のことも話ししてもいいということがあるので、基本的には全額として、後援会のことは一切言わない。ただし、いろんなことがあって、結果のところ、実際のところ証明がなかなか難しいかもしれないし、何かあったときにある程度ことは考えられるかもしれませんが、基本はやはりそういうことは、除外した上で、行うということでやった方が、より市民感覚になると思います。

赤星委員： 佐藤委員が、このあり方検討会が発足した経緯といいますか、言われましたけど、それは、開いてもいない市政報告会を開いたように偽ったとか、講演会や懇親会の分を合わせたとかで、会場費や茶菓子代を架空請求していたという、そういうことがあったからなんですね。本当の市政報告会をやっていたならば、問題はないと思いますし、社会通念上も市民感覚から見た場合も、市民の皆さんが、まっとうな市政報告会なんだなとご理解いただけるような内容にするように、お互い努力をしていけば、それはご理解いただけると思っております。私達は、そういうことを心がけてやっていくべきだと思います。

村上座長： 正当な報告会が、可能であるということは皆さんがご承知ですし、するべきだというご意見に、皆さんは異論はないと思います。ただ、公明党さんがおっしゃるように、赤星委員が言った例は極端であります。それを踏まえた上で、あいまいさが残るというのが公明党さんの考えであるというふうに思っております。12対1となっています。ただ、今後のこともありますので、申し上げておきますが、この票数は、そもそも部会は按分に依じた議員の数ではないということ、広く意見を求めるということで1人会派からも1人出ていただいているということを考えて、1/13ではなく、あるいは12/13でもないということ、あくまでも前提としていただきたいと、ご意見があったということで、今後の議論についてもご意見をいただいて、これそのものは多数決の票数ではないということをご理解いただいた上で、ご意見を頂戴したいと思っております。そこで、今、申し上げたとおり、あいまいさが残るから、認められないというのが公明党さんのご意見ですが、多くの意見が認めるべきだというふうになっておりますが、賛否が分かれたものにつきましては、ご意見をちょっと。

佐藤副座長： 副座長として発言します。これまでも、できるだけ合意を取り付けるということで、運用させていただいていました経緯から、意見は意見として、述べさせていただきます。どうしても今後、ひとつの目標としては、次年度から行うということで、具体的な運用指針を決めるということで走ってまいりましたので、本当に現実、この運用指針に則って、100%政務活動だと証しを立てるようなことを、本当にできるのかどうかということが、やっぱり自信がある方も大勢いらっしゃるようなので、疑念の残ることのないように、またそういった指摘のあったときには、指針の見直しというのもあるのかなということも踏まえた上で。現時点では、まあ、皆さんの意見として、これを認めるということによろしいのかなと思います。

村上座長： ただ今、公明党からもありましたとおりでありますので、市政報告会に係る費用への充当を認めるべきという多数意見のとおり、決定したいと思えます。いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、②の市政報告会への国会議員、県議会議員の参加を認めるかどうかについて、委員の皆様のご意見を伺います。

江西委員： 私どもは、少数派の意見を提出しているわけですが、市政報告会そのものが今回の議論の中でも、この後も出てきますけども、湯茶、菓子廃止ですとか、懇親会と同会場ではできないですとか、シンプルな市政報告会で行われているかということについては、議論されています。それに従って、会場も公民館ですとか、人が座れる最低限の施設で行われることが大変多いのではないかと思います。その中で市政の報告をするにあたり、富山市は、国家行政のこととかいろいろなことを窓口として行っております。私どもは議会質問においても、基本的には国で決められた法律を運用していることについての質問ですとか、富山市ほどの大きな都市になれば、なお更ですけど、基本的に垣根のない政治活動を行っておるわけですが、そこで宴会をするわけでもなんでもない場所で、同じように政治に関わる県議会議員、国会議員が参加するからといって、どうして不自然なことが起こるのかというのは、基本的には考えられないものですから敢えて、誰を呼ぶかということについて、規制をかける必要はないというふうに考えております。

赤星委員： 市民の皆さんの要望や政策については、市政だけでは片付けられない問題に関わりますよね。例えば、小中学校の少人数学級を実現してほしいという問題につきましても、富山市立の小中学校で行われている授業の実態ですけれども、教員の加配の問題ですとか、そういった問題は県の方になります。また、国の方で、財務省は教員を何万人も減らす計画というのも出してきていたり、文科省はそれに反対だったり、全部、国政・県政・市政は繋がっているわけですよ。それを報告しつつ、広報広聴が一体になるわけですから、ご意見も伺って議会活動に反映させていくというときに、市政は市政、県政は県政と切り離していると、本当の活動ができないことになってきますので、やっぱり、これは認めていただきたいと思うわけです。

佐藤副座長： 部会での具体的な議論を聞いていませんので、大変恐縮なんですけども、ちょっと引っかけますが、例えば県議会議員、おっしゃることはよく分かるんですが、切り離すことはできないということもまさにそのとおりなんですけど、逆に、切り離すことができないければ、県政報告、国政報告、県議会議員を呼んだ場合、県議会議員の決算は、会場費は按分で分けるだとか、そういうことができるような気もするんですが、そ

ういった意味も充分考慮する必要があると。県議会議員、国会議員を呼んだ場合、それを政務活動費で落とす必要はないのではないかと、いうことを申し上げてまして、あくまでも、市政報告会をやるときに、県議会議員を、国会議員を呼んではいけないということを言っているわけではなくて、当然そういうことは関連するので、お呼びすることは大いにあると思うんですね。ただ、それを本当に100%市政報告会として言い切れますかということで、どうしようかということを行っているわけです。

赤星委員： 私のところの会派が、これまでやってきた実例で申し上げますと、県政市政報告懇談会という形で開いてきました。会場費は、県議会共産党会派と市議会共産党会派が、きっちりと半分に折半して、会場費を負担して、お金の掛かる部分はそれだけなんです。報告の資料は、市政報告とか市議会便りとして、定例会ごとに印刷しているものを、それをお配りするぐらいなんで、あとお茶代も、茶葉を持ち込んで急須で入れて出す、という形でやってまいりました。内容につきましても、県議会議員から何月議会の報告をしますと、次に市議会の報告をしますというのがあって、参加者の皆さんからご意見や要望や、議会でこういうことを取り上げてほしいとかいうご意見を聞いて、やってまいりました。

村上座長： この中には、作業部会の委員の方もいらっしやって、我々(正副座長)は敢えて、それを傍聴せずに、報告をいただいたわけですが、ごもつともなご意見も当然、国会・県議会・市議会は連動しているんだと、それは間違いないと思います。それを踏まえて、我々は富山市議会では我々自身が意見を述べ、当局の意見を聞いているわけですね。国政・県政・市政と連動したものを聞いているわけですね。ですから、その範囲内で報告をするということで、足りている場合も当然あるわけですね。そこに、国会議員を呼ばなくても、県議会議員を呼ばなくてもですね。我々が知り得ることを、お話しすることはできるわけですね。成立するわけですよ。そのほかに、国会議員、県議会議員も方を呼べば、よりいいだろうというお話だと思っております。佐藤委員のご意見は、富山市の政務活動費を使うには、その部分は、我々市議会議員だけであるものに、この政務活動費を充てたらどうでしょうか、というご意見だと思っております。それが、明確な政務活動費の使い方ではなかろうかなと、今、思うんですが、どうですか。

江西委員： 佐藤委員の場合、そもそも、市政報告会そのものが否定的な立場にあると、明確にされているので、そのご意見は私は筋が通っていると思うんです。費用の按分のテクニックについては、また別の話として、呼ぶか呼ばないかに対する議論で、私は認めない理由はないと思います。座長にお願いで、それ以外の会派の方のご意見はどうなのか、あり方検討会のご意見をお聞きしたいところです。

橋本委員： 私自身は、按分という考え方はいかがかなと思います。県議会議員が来る、市議会議員が来る、本当に半分半分なのかといった意味もあ

りますし、それと按分率をどうするか、あいまいなものだったらいかがかなと思います。1か0かといった議論もしようかと思いますが、そういったことを否定しているわけではなく、政務活動費を使うことは、いかがかなといったところを言ってらっしゃるんだと思います。私は認めないということで、よろしいかと思います。

村石委員： 赤星委員が言われたことは、非常に理解できることが多いです。実際、私が1回目に当選した後、県議会議員と私とで、市政報告会と県政報告会をしました。そのときは按分をしました。そういうことで運用すればいいなと思っていました。しかし、今の不正請求とか、不適切請求とかを見ると、県議会議員選挙の間近ですよ。間近に、自民党の市議会議員が、市政報告会と称して、県議会議員を呼んだことを考えると、市政報告会の中で、話をされる県議会議員の内容はどうしても4月の選挙のことになる可能性があるということなどから、今回の場合は、参加を認めないことと、やり方とすれば、県議会議員の方が政務活動費として支出するとか、いろんな工夫をして、整理する方法もあるのではないかという考えになりました。

島委員： 江西委員、赤星委員の言われることも充分、分かります。按分するというような考え方も分かりますが、今、我々が求められているのは、市議会議員として、クリーンな政務活動費の使い方をしなければならないということ考えたときに、県議会議員や国会議員の参加している会合を、市のお金を使ってやっていいのかどうか、気持ち的には、させていただきたいという気持ちはあるんですが、按分した場合、どうしてこの割合になったのと言われても、先ほど議論もありましたけども、きちっと引きにくいということ、しっかり透明性というか、市の報告会として100%やっているということを謳うときには、残念ながら、これは賛成の方にはしなければならないのかなというのが、我々会派の意見です。

赤星委員： 確かに過去のものを見ていますと、参議院選の直前に、参議院の候補者である方を講師として呼んでおられるということがあったと思います。クリーンか、ダーティーかということ、本当のクリーンな報告会であるものにも、ダーティーな疑いのあるものと一緒にされて、支出が認められないということになりますと、本末転倒なんじゃないかなと思うので、私達は認めるべきだという意見です。

鋪田委員： 作業部会で、国会議員、県議会議員の参加も認めていいのではないかと発言をしたことがあります。検討会を重ね、様々な事例研究などしていくうちに、クリーンかどうかということに関して、正しくやっている方々が、仮に迷惑するようなことがあったとしても、制度上、不正、不適切を防ぐためには、ある程度一定のことを考えていかないと、不正、不適切は防げないと思います。各種判例とか見ていると、それを正しくやっていたという証明ができれば、例えばそれが返還訴訟を受けても、それは返さなくていいと、逆に正しくやると証明ができなかったために、

返さなければいけないことがあったので、制度として一線を越えてしまったといえますか、解釈を超えてしまったということで、不正を生み出さないようにするためにも、一定程度の枠は定めなくてはということと、政務活動費とは何ぞやという事例研究など進めていくうちに、市議会議員として政務活動に直結する部分について政務活動費を認めるべきで、そうでない関連した部分がある場合は一切、支出を認めていかないということは必要なのではないかなと思います。一番多くの、不正・不適切事例があった会派としては、懇親会関係は排除され、それから、国会議員、県議会議員は参加しないこと、政党活動でないことを証明できることから、市政報告会には充当してもいいんじゃないかというところもありますので、このことについては認めないというほうがいいのではないかなと思います。

村上座長： だいたい、ご意見が出たかなと思っております。あるべき姿は、皆さんはご理解いただいていると思います。市議会議員が市議会のことを報告すると、純粹にきれいなのとか、クリーンな姿勢を貫くためには、市議会議員のみの市政報告会というのは、市民の皆様が一番ご理解いただけるのかなと、そこで、国会議員、県議会議員が入らなかったからといって、その意義が大幅に失われるというものでもないと思うんですが、多数意見も賛成ということで、国会議員、県議会議員の参加を認めないとなっておりますが、本検討会とすれば、賛成多数意見のとおり、市政報告会への国会議員、県議会議員の参加を認めるべきではないというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

赤星委員： ちょっと、相談をさせていただきたいのですが、そうなった場合にどうすればいいか。

村上座長： 本来、代表として出席いただいているはずですが、皆さんが、そんなことを言ったら、1回持ち帰ってという話になりますが。共産党だけが反対というか、多数派にならないということであれば、本当に持ち帰りたいということですか。もう1回聞きます。

赤星委員： はい、いいです。

村上座長： それでは、市政報告会に国会議員、県議会議員の参加を認めるべきではないということにしたいと思いますが、このとおりにして、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

橋本委員： ちょっと、座長、ひとつ確認したいのですが。お話の中で、市議会議員が単独でやることと言われましたが、市議会議員が複数とかはOKですか。

村上座長： はい、複数OKです。先ほどの言い方も悪かったと。ただ今の議題となっておりますのは、市政報告会に国会議員、県議会議員の参加を認めるかどうか、ということでもありますので、参加を認めるべきではないということ、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： ではそのように、決定いたします。続きまして、「1(2)市政報告会の支出基準及び証拠書類」のうち、①の湯茶代を廃止すべきかどうかについて、委員の皆様のご意見を伺います。

村石委員： 湯茶代で不正が起きたり不適切が起きたのは、あくまで金額を1人あたり500円ということで請求したりした、かつ人数の水増しとか、そういうことがあったということ、まず確認する必要があるんです。指針には実費を請求しなさいとして、実際配った人数ということがあったわけですね。だから何を言いたいかといいますと、お茶を出したりすることは、一般的にはどこの役所、民間でもやっていることであるから、当然、市民の納得が得られることであるということを見ると、当然、廃止に反対ということ、今日も何人かの人が、会派控室に來られて、いろんな意見交換をしました。当然、お茶を出しました。茶葉のお茶ですよ。茶葉を急須に入れて出しました。これは廃止すべきではないと思います。

橋本委員： 私達の会派は、湯茶代の廃止に反対という立場でありました。ただ、ちょっと考えてみまして、例えばペットボトルだったらいいよという形にはなっていますが、人数は何人來るか分からないよといった市政報告会の場合、50本用意して40人しか來なくて、10本は自分のものにするのかなと、そういったことを考えると、あいまいさが残るのかなといった思いで、廃止すべき意見が多数ならば、それで従いたいと思います。

江西委員： 村石委員が言われた意見に付け加えて、湯茶でないものを湯茶の領収書に置き換えていたという、今回の不正支出の大きな問題として、湯茶を廃止したことで、その問題が解決されるわけでもなんでもないので一番であると思います。これは、根本の問題のすり替えでしかないと思うものですから、湯茶が出てくるということ、それほど喜ぶという人もいないと思いますし、ごく一般的なところで、社会通念上、問題のないところだと思います。なければなくても、構わないですが、廃止するということが、議論に上がっているということ自体も、私は違和感を覚えましたので、このような反対意見を述べさせていただきます。

佐藤副座長： そもそも認めていない会派として、これを発言するのはどうかと思いますが、ただ、社会通念上のお茶ではなくて、費用ということで、今回、テーマとして上がっているのは、政務活動費として落とすべき、例えば、ペットボトルや缶コーヒー、缶ジュース、パックのお茶だとか、本来であれば公職選挙法上、100円程度のものを配ったとしても、これは違法

ですよ。有価物を軽々に配った、有権者に配るということについて、これはいかがなものかということをも明記しましょうという意味で、普通の接待する程度のお茶という意味では私も同じ意見なんです、ここで敢えて議論になっているのは、そういう意味で、例えば、50円程度の安いものを買ってきたんだといっても、これは公職選挙法上、どうですかというところが、問われるべきだろうというふうに思って、うちの会派としては、市政報告会で認める認めないじゃなくて、別の事件であるという認識でおります。

江西委員： 今の発言なんです、社会通念上、提供していい金額というのは、公職選挙法の中でも、1人あたり500円までというのが定められているというのが、運用指針でも500円というのがひとつの目安になっていたと聞いております。作業部会のメンバーの中には、今回の議論の中でも、お茶は出しますと、ただしそれは提供しても社会通念上、問題ないというのがあるので、自腹を切って出すというふうなことを宣言されているメンバーもいましたので、今の佐藤副座長のお話とか、若干、整合できないと、作業部会の話そのものになるかと思っておりますので。それをもうちょっと検討していただきたいと思っております。

舎川委員： 湯茶、そもそも市政、政務活動費として湯茶に充当できるか、認められるか、考える必要があると思っております。市政報告会におけるお茶代、先ほどの会派の部屋でお茶を出しておられる、それは別の話と考えております。市政報告会では、湯茶代を政務活動費を充てていいのか、認められるかについては廃止すべきだと思っております。

村上座長： 先ほどの橋本委員の発言の中で、実際、何本用意して何人来たかの証明、何本出たか、2本飲んだ人もいないかもしれないし、なかなか証明が難しいところだと思いますね。だから、止めておこうというご意見もあったんじゃないかなと想像はできるんですが、作業部会では、その点は特に問題にならなかったのか。

横野委員： 作業部会では、湯茶の問題で、賛成、反対の意見はあったんですが、最終的には、人数とか、1本あたり100円だからいいのか、そういったことについて非常にあいまいさが残るのでということで、江西委員がおっしゃったように、開く人が自分で用意して出す分については、相手がそれを持って帰ると、公職選挙法上、提供に値すると、その場で飲む分については問題ないという解釈は成り立つんです。ところが、持ち帰ったときに、ここへ行ったらもらってきましたと言われたら、公職選挙法の問題があるだろうと、それは500円を超えるか超えないかというのも、ひとつの目安なので、逆に、支払いした人が自分で出すことについては、大丈夫じゃなからうかという見解もあったと覚えております。ただ、範囲と金額の問題があるわけで、持ち帰ったら罪になるという、その場で飲んで置いていく分においては問題ないと、そのへんの違いはあると思っております。それは、公職選挙法上の問題ですから、今、言われたよう

に確かに賛成、反対はあったんですが、逆に、そういう紛らわしいものだったら止めたほうがいいんじゃないかというのが、ある程度の方向だったの。

村上座長： 私がイメージするものを考えたいんですが、公民館で開催する場合もありましょう、大きくホテルでやる場合も当然ありますよね。そういったホテルで、一人一人出さなくても、後ろの方に大きなタンクを置いて、どうぞ勝手に飲んでくださいみたいな、そういうものは想定できるんですか。

横野委員： ホテル側で提供したものであって、個人が提供してくださいと言ったわけではないんです。例えば、それに対して費用を払うと、提供に値しますよね。要するに、ホテルで用意して、それどれだけ飲んでもいいと言われれば、それはホテル側の提供であって、主催者が提供したものでないとなれば、別にそれは問題ないと思うんですが。そういった意味では、座長のおっしゃったことは、別に違反とはならないと思いますけど。

村上座長： それは、会場費の中に含まれたり含まれなかったりと、ややこしいなというふうに思いましたので、いろんなケースが考えられて、難しい話だなと、何十円の話をここで話し合うのも、あまりどうかなと思うんですよ。そのあたりは、作業部会では整理つかなかったということ。

横野委員： ホテルが提供する分については、そういう話はなかったです。ただ、紛らわしいと言えば、紛らわしいので、おっしゃるようにお茶を出す程度だということと、持ち込んでくるということと、来られる人が持ってくるという場合と、いろんなケースがありますから。

村石委員： いくつかありますけど、ひとつは何人来たか分からないとおっしゃいますけど、私は個人の家でしようと、公民館でしようと、大きな会館でしようと、全て名前と住所を書いてもらっています。ですから、それを出せば、何人来られたかというのが分かります。敢えて最初に、ペットボトルのお茶を買ったとします、それは領収書がありますよね。だけど、それを政務活動費で請求するときに、この領収書のうち何人分は請求します、そういう記載をして請求すれば何も問題はない。先ほど、舎川委員がおっしゃった、広聴のときはいいのではないかということですけど、ここで報告されているのは、市政報告会でもだめだし、広聴費のときに市民が来たときもだめだということで、今、議論されているんです。

村上座長： 村石委員の話では、控室に来られた方にお茶を出したという話でそれは違いますねという話なんです。

村石委員： 広聴費の場合も、お茶代はだめだと書いてあります。



村上座長： そうじゃなくて、村石委員のさっきの発言の中で、控室内の話をされたので、舎川委員は今のテーマではないと。

村石委員： ということで、はっきり人数も書いてもらっているので、ちゃんと証明できます。

村上座長： ということは、湯茶を出すときの条件として、名前を全部書きなさいというのが条件になるということをおっしゃっておられるわけですか。条件付きということになるんですか。

佐藤副座長： 座長から、お茶の費用面のことが出ましたので、現実的に、ある程度、決まっていかなければいけませんので、本当に敢えてこれを廃止してもいいんじゃないかということについて、本当に反対なのかどうか、要は高額かどうか、個人が持ち帰る場合だとか、別の法として公職選挙法の下に裁いてもらえばいいんで、あくまでも、市民目線から見て、富山市議会議員が、その程度のものを一生懸命、政務活動費として使うのかということと言われたときに、部会から報告をいただいたときも、相当使いづらいものになっていますと、おっしゃるとおりなんです。相当厳しいものを作っていたという理解をしています。そういう意味で、恐縮ですが、決めるものは決めて、本当に重要な費用であるべきものではないものを、市民目線から見たら、使わない使わないでというふうに決めていっていいんじゃないかというふうには個人的には思いますので、そろそろ結論を。

村上座長： はい、分かりました。あまりこの湯茶代について、長時間を費やしたくはないと、私も思っています。冒頭に、橋本委員がおっしゃいましたように、廃止すべき意見が多ければ、それでいいですよとおっしゃいました。部会で、共産、新風、社民、民政さんは廃止すべきではないというご意見ですが、今の話のように、廃止してもいいんじゃないかということで、ご同意いただけませんか。

江西委員： こんなもの、拘っているわけではないんです。これをもって、過去の湯茶代の問題を解決したということが、私は恥ずかしいから、そう言っているだけだということを、逆にしっかり聞いておいていただきたいと。

村石委員： まさに、江西委員と一緒になんです。大きく振れ過ぎなんです。湯茶代で不正をしたのは、あくまでも、1人あたり500円でしょう、500円で一律に人数分を請求したわけでしょう。一方で、そういうことがあったら、今度はなぜ廃止。あまりにも、振れ過ぎなんです。市民によろそ来ていただきましたと、心からどうぞと出すことは、全然問題ない、私に言わせれば、振れ過ぎですよ。

村上座長： 江西委員の言うことは、よく分かります。そのことで、決めていこうとすると、さっきのように、具体的な話に行くわけですよ。名前を書いても

らわなければいけないとか、細かいところを決めていかないと、振れ過ぎだということの結論に至らないわけですよ。だから、ちょっともう、細かいところまでいっちゃうので、どうでしょうかねと。

佐藤副座長： 村石委員の言うとおりになんです。ですから、出してはいけないのではなく、政務活動費を使うんじゃなくて、自分の気持ちを公民館で、茶菓をうちから持ってきて、振舞うことはどんだけやられてもいいと思うんです。そういうことは、法的にだめだということじゃなく、政務活動費として支出するのは止めましょうということを行っているわけです。おもてなしをすることは、当たり前なことだと、私も思います。揚げ足を取ったように聞こえたら、申し訳ありません。

赤星委員： そもそも、茶菓子代、お茶、お菓子代の不正は、開いていない報告会で、しかも白紙領収書で、1人500円×人数で、人数も水増し架空だったわけですよ。今、だんだん違うところに入り込んでいっている感じで、佐藤副座長のおっしゃった、おもてなしの気持ちで持ってきて出すのはいいけど、政務活動費はだめと、私は逆な気がしたんですよ。おもてなしで、持込みだったらいいんだよというか、いくらのお茶を出していたとか、逆に公職選挙法に抵触しないのかとか、そういった問題になるので、報告会に来ていただいた人、例えば、暑い夏の日に来られて、喉がからからなのに、お茶も水も出さなくて、一方的に報告会で話を聞いてもらうのか、そういったことはできません。真冬でも、温かいお茶をということ、報告会に係る経費としてのお茶代、湯茶代なので、お茶を出すという問題ではないと思いますので。ちゃんとした経費として、社会通念上、問題ない範囲で使うのは問題ないと思いますけど。

村上座長： 非常に煮詰まってきちゃったんですが、どうしましょう。この問題に限らず、私の印象を申し上げますと、おっしゃるように、右にいったものを左に戻すというときに、議論がずれてきているのと同じであります。これに限ったことじゃありません。公開するしないことも一緒です。公開しなかったからこうだから、全部公開しろというのも、つい先日もありましたが、そのことによって生じる問題も出てくるんですね。だから、右にいったものを左に戻すことが正しいとも思いませんし、自民党が失敗したから、それは自民党は全部なしにしていますけども、それが正しいと言っているわけでもありません。しかし今後、非常に正しいことをしようとしても、それを証明するのが難しかったり、おっしゃるように名前を書けば足りると、僕はこうできますと、しかしそうではない大きな会場である場合に、いちいち、お名前をいただく、記名帳に記名してもらうということもできない場合もあるわけですね。先ほどおっしゃった、僕は証明できますは、通用しなくなってきてしまう例もあると、その例をどうするのかということを決めていくと、非常に細かくなってっちゃって、それが果たして、どうしても湯茶代を政務活動費で出さなきゃいけないということになるのでしょうか。このことを、また持ち帰って話し合いましたというのもどうかかと。

赤星委員： これこそ、市民の皆さんに説明をして、どうですかと意見を聞いて、決めたらいいと思います。

村上座長： 私は、それを市民の皆さんに、いちいち聞いて、決められない議会というのは、それこそ、どうなのって思いますよ。分かりやすく言えば、多数決を採ればいいんですが、でもそれでは、少数意見の尊重にならないから、こうしてご意見をいただいております。話も煮詰まっていきましたので、佐藤副座長がおっしゃったように、いろいろご意見がありますが、湯茶代を廃止するというご賛同をいただけたら、どうかなということをお願いと申し上げとるんです。決を採っていいですかね。

佐藤副座長： 次回に持ち越すほどの提案ですか。新風さんと民政さんは、賛成の方へ回られたということでしょうか。

村上座長： 多数意見は、廃止すべきであるということでありまして、これを検討会の結論として、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、②の看板代を廃止すべきかどうかについて、委員の皆様のご意見を伺います。

江西委員： この看板代というのも、本来ホテルの宴会場において、大変高額な看板代が支出されておったというのが、根本の問題であると思っております。その問題から、看板そのものを、例えば、プリントアウトしたものを、何々議員の市政報告会、何々についてとか、そういった看板も否定するというのが、作業部会での意見となっております。看板そのものが罪人だということであったので、看板代に拘って廃止するということについて、疑問を持っているので反対をしております。

村石委員： 江西委員と全く同じなので、例えば、私も最近、看板を作ったんですけど、2600円です。2.6メートルの看板を作りました。そんな何万円とかの経費はかかっていません。それは、会場で今から何が始まるのか、それをバックに写真を撮っていただければ、これは市政報告会だとかいうことは分かるわけです。政務活動費を使っても問題ないと思っております。

赤星委員： 私も同じ意見です。高額な看板は必要ないですけども、これからはちゃんと開いたよと証拠写真を添付することになっていきますし、そのときやっぱり後ろに必要ですよ。そんな高額なものじゃないです、プリントアウトしたものです。今時、お習字で書いたり、なかなかしませんから、そういう係る費用については認めても問題ないと思っておりますので、廃止には反対です。

村上座長： 今、ご意見を伺っておると、3000円未満の看板を付けて、ということとはよからうと。反対することはないと思いますが。それと、もうひとつ条件として、開催しましたという証拠のために看板が必要だということは必須条件になるんですか、ちょっと話が逸れますが。違いますか、そういうこともあるということですか。

赤星委員： そうではありません。例えば、会派控室にあるコピー機で、大伸ばししたのを、繋げて張ったり、そういう場合もありますけども、何回も使える、いっぺん作ったら、市政報告会にずっと使えるんです。ですから、その初期費用と言いますか、必要経費の範囲内で、ということですよ。

村上座長： 廃止すべきに賛成の意見は。

鋪田委員： 看板代の話は、もともと会派の方から投げかけをして。確かに、不正、不適切事案の中で、そういったものがありました。作ったけど、架け替えしなかった、使わなかった、まるっきり虚偽で、作っていなかったという話ではないんです。我々、今回たくさん不正、不適切事案がありました。それを事例添付して、防ぐために、いろんな提案をしているということもありました。それも当然そうなんですけども、この機会に、不正事例を撲滅するための施策というのがあるんですが、一方で政務活動とは何ぞや、というまずゼロベースというか、そこから考えたときに、より政務活動に直接関係のある費用だけに、認めていったらいいのではないかと。例えば、市政報告なり広聴会に使われる資料、中にはプロジェクターで映されるケースもありました。そういったものを作成する費用だとか、直接政務活動に関係するから認めてもいいと、ただし看板はあってもなくても、市政報告の機能に何ら影響を及ぼすものではないので、どうしても必要だということであれば、会派のプリンターで印刷して貼るといった話かなと。先ほどの湯茶代にしても、確かに不正、不適切がありました。ただその際に、それを撲滅するための新指針の策定でもありますけど、この際繰り返しになりますが、政務活動に直接関係する費用は何ぞや、と考えたときに、こういったことを我々は提案したということでもあります。看板代は、特に継続すべきものではないだろうという判断で廃止と。

村上座長： 他に、ご意見はございませんか。

島委員： もしかしたら不適切な発言があるかもしれませんが、最初に謝っておきます。先ほどから湯茶代のときからも、どういふものかなと思っていたんですが、話題になっていること以外の部分でも、作業部会の方々は、良く考えられたなと身に沁みて分かる、大変厳しい、使いにくいというものになっていますが、私は部会に出ていなくて、うちの会派の上野から聞いた話で想像しているので、ちょっと違っているかもしれませんが、もともと性善説に立って運用されていたものが、いろいろな問題を起こしてしまったという反省を踏まえて、かなり性悪説に立って、悪いこ

とをするものだと、そういう判断に基づいて、こういうものが作られてきているのかなと。さっきの湯茶についても、この看板についても、個人的に考えを言わせていただくと、これはあってしかるべきだと、出してもいいんじゃないかと、看板がなかったら格好悪いじゃないと思うんですが、お茶を出したり、看板を作ったりすることによって、市民の皆さんが、ちょっとお金をかけ過ぎじゃないか、豪華過ぎじゃないかというような疑念を持たれるようなことを、全て払拭しようということで、この案は作られてきているんじゃないかなと思うんです。今、市民の方々は、充分注目されているし、どこまで固いものを作ってくるのかなと望んでおられる、と思ったときに、看板は要るかと、何千円でできるとか、コピーすればほぼお金をかけずにできる、そういうものぐらいい出していいんじゃないのというのは、すごく分かるんだけど、今作っていいぞ、掛かる経費は何円までいいというような細かい話をしだすと、さっきの湯茶と同じで、きりがなくなると思うので、どっちかにしなくてはいけないという話になると、作るべきではない、支出するべきではない、そっちの結論になるんじゃないかなと思います。

村上座長： 他に、ご意見はございませんか。座長とすれば、というより私の意見ですが、政務活動費の使い道はたくさんあります。優先順位というものが、あるかと思えます。あるいはボリュームというものがあると思うんですよ。以前の政務調査で、先進地を訪ねたり、あるいは講師を呼んで詳しくお話を聞かされたとか、書籍を買って勉強するだとか、というもののウェイトは非常に重いと、大きいボリュームもあると思っております。15万円の額がどうかという議論も、当然あるかと思えますが、今言った重いところへ、政務活動365日使えば、看板代やガソリン代に、どうしても使わなきゃということにはなっていないような気はするんですが、だからといってこれはこれということではありません。残しておいて、これを使われてもいいんですよ。だけど、何か、言葉を気を付けなければいけません。なくてもいいものかなと、自腹で出されてもいいのかなと、あるいは無料のものでいいのかなと、島委員がおっしゃったこともよく分かるんですが、10対3ということになっております。看板代を廃止すべきということで、よろしいでしょうか。検討会としての結論として、看板代を廃止するというので、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、「2(2)視察・陳情活動等における旅費支出基準及び証拠書類」のうち、①の日当の支出を認めるべきかどうかについて、委員の皆様のご意見を伺います。

赤星委員： 日当を認める会派の方にお聞きしたいのですが、一日3000円というのは、具体的にどんなふうにお使いなんでしょうか。私達は請求したことがありません。出張先での食事は、ホテルで朝食を込みにするパック

ですし、昼食、夕食などももちろん自腹ですし、掛かった交通費はタクシーなどは領収書をもらい、それと電車に乗るとか、そういったものは支出証明書を付けて、JR切符も一緒にして、請求を出してきました。日当という考え方は、どうしても理解できないというのがありまして、どんなものにお使いなのか、聞いておきたいなと思うんですが。

村上座長： 一般の会社でも、日当というのはあるんですね。その使い道が定められていないのではないかと、つまり日常の勤務ではないという、精神的なものに対するお金であったり、あるいは使い道とすれば、相手先へのお土産であったり、ということで日当というのがある、これとこれに使ったから、日当なんだという概念が、普通の会社の場合、ないんじゃないかと。会社経営の方は。

赤星委員： 一般の会社と違いますね、議会は。一般の会社ではない議会の政務活動費なので、何に使ってもいいとか、相手方のお土産に使ってもいいとか、そこが私は理解できません。お土産を持っていく場合でも、議員が自腹で出せばいいと思いますし、3000円でいいんだよみたいな。通常の勤務でないとか、一般企業では分かりますけど、どこに居ても食事はするわけですし、病院の給食費まで、どこに居ても掛かる食費だから、有料化するんだみたいな、そういうことをおっしゃりながら。議員報酬は月額で出ているわけで、出張したからといって改めて、別途、日当1日3000円が出るというのが、どうしても理解できませんね。

村上座長： どこでもできる食事を、給食費を政務活動費で支払いましたと、本会議で言っていたのは、赤星議員でなかったんですか。

赤星委員： 政務調査活動ですから。

村上座長： それは、どこでも食べれたものではないのかなと思うんですが。

江西委員： 私らは、賛成派に入っているもんですから、責任があるかなと思うんですけれども。座長が言われるように、民間の会社では、私は議員になって辞めましたけどね。従業員が出張した場合でも、普通に日当というものが発生します。議員がそういったものかどうかということは、別の議論があるかと思いますが。社会通念上、一般的なものを今回見直す中で、これを廃止するという理由が、そもそもそんな大きなものかということ、今、私は頭の中でしっかり整理できなかつたんですけども、私ら会派の会長は、元税務署職員ですから、そのときに日当の概念を覚えてもらったんです。まあ、それならあってもいいのかなという認識を持っておったわけなんです。いろいろなお土産ですとか、雑多なものです、に払う、けっして高額な金額ではないもんですから。

島委員： 反対している立場で言います。今、会社の話をされましたが、私は元教員なので、同じ公務員である教員はどうなのかという観点から、話を

すると。県外出張に行ったからといって、日当なるものはもらっていません。交通費と、宿泊を伴う場合は宿泊費ということで。さらに議員は月額60万円の議員報酬ということで、日割り計算を勝手にすると、1日あたり2万円もらっているということを考えてときに、さらに3000円余計にもらうということは、なくてもいいのかなと。根本にはさっき言ったことがあります。

後藤次長： この金額は、いわゆる、国家公務員、県職員、市の職員、こういった公務員に対する旅費の考え方を準用したものでございます。基本的には、この中には、まず旅費計算がありまして、用務地の最寄駅まで行って、ただし直前まで出るわけではなくて、ある一定のところまで出た後、さらにその先に、近距離の部分に移動費が掛かったり、通信諸雑費が掛かったり、事務雑費が掛かったり、業務の本拠、生活の本拠を離れることで増嵩する費用は、やはり官民間わず、あるわけでありまして、それを包括的に、日当という形で支給しているものでございます。ですから、その使い道については細かく規定はされておりませんが、移動雑費あるいは昼食費等の、あるいはお土産等の雑費を含めて、その金額の中で対応するという考え方で、国、県、市の職員はそういった出張へ行く場合に支給されております。金額は違いますけど。

村上座長： 先生は除かれるんですか。

後藤次長： 県の職員だと思います。

村上座長： もらっていたけど、もらっていなかったと。

島委員： 明細をよく確認してみます。失礼しました。

村上座長： あとの会派さんは。賛否は、10対3ですが。

村石委員： 基本的には、日当ということで大きな不正はなかったと思います。あったのは、空出張です。空出張で日当を請求したというのはありましたけど、大きな問題はないということが1つと、社会通念上、後藤次長がお話しされたように、社会通念上も、認められている内容であるという2つの点から、支出を認めるべきだという考えです。

赤星委員： 国、県、市の職員の皆さんは、常勤の職員の皆さんということで、議会議員は非常勤の特別職です。そこがちょっと違うところではないかと思うんですね。社会通念上、一般の職員の皆さんは分かります。ですけど、議員も一緒にせんならんということは、必ずしもないと思います。市民の皆さんがどう受け取られるか、聞いてみたいと思います。事務局の皆さん、これは全国的にどうなんでしょうか。他の自治体、議会とか。

後藤次長： 政務活動費についての、日当に関する調査は、正直、行っておりません。いわゆる、特別職の皆さんは、こういうことは議題から外れますが、政務活動における日当については調査をしたことはございません。

横野委員： 日当についてですけど、結果的に、議長名で委員会視察などに行くときは、旅費規程に基づいて、全員に日当が出ているんですね。今回は、政務活動はもちろん、政務活動費とした場合は、議員自ら動くわけなんですけど、日当の意味合いとすれば、相手先へのお土産だとか、コースが変わって費用が出る場合、今回の見直しで事後報告の中で、変更をかければできるようになっておるんで、そのようにしましたけど。現実問題として、タクシーを使わなきゃいけない場合、相手の指定した時間に間に合うための方法論として、やはり、JRで行く予定だったものを途中で私鉄に変えたりとか、そういった費用もあるもんですから、そういった点においては、日当をもらっていることで充当することで、ある程度の妥当性があるんじゃないかなろうかと。逆に、政務活動のマイナスになるような要素ではないという判断であります。そういった意味で、議長の命令で行く出張と同じように、日当という形、市の規定に従ったというのが、本筋論じゃないかなというふうには思います。赤星委員がおっしゃるように、議員は非常勤という解釈は成立つわけなんですけど、流れの中では、日当は止むを得ないものではないかなと判断しています。

赤星委員： 認めるべきという皆さんは、横野委員がおっしゃったように、急にコース変更して掛かった費用ですとか、掛かった実費で受け取るか、それとも実費に関係なく、一日3000円は支給ですよと続けるのか、そこも大変気になるんですが。いかがなんでしょうか。

横野委員： 実際、おっしゃるように、実費で精算できるケースと、例えば、実費で払っても3000円もらっているから請求しないということが有り得るかもしれない。それは何とも言えません。ただ、相手に対するお土産代とか、昼食費だとか、いろんなことがあるというのが、日当の意味合いなんですよね。議員に対して、それは不適切だと言われると、何を根拠に不適切なのか、根拠論になってしまうので、そこまで束縛してしまうことが本当にいいことなのかというふうに思います。

村上座長： 他に、ないようですので。10対3ということ、島委員の勘違いもありました。日当の支出を認めるべきという意見のとおり、決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： ご異議なしと認めます。従いまして、そのように決定いたします。次に、残り項目の取扱いについて、検討いたします。具体的に言いますと、「ガソリン代の支出」、「海外視察旅費の支出」及び「人件費の支出」の3項目となりますが、これらは、作業部会で結論が出なかったり、



賛否が拮抗しているものでございます。そのため、これら3項目につきましては、会派と委員の皆様において検討していただき、次回の検討会において、ご意見を伺うこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。続きまして、2番目の「条例改正に係る事項」に入ります。これらの改正事項につきましては、作業部会で特に異論は出なかったと聞いておりますので、作業部会の報告のとおり、本検討会において決定いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。3番目の「その他の事項」の検討に入ります。まず、(1)から(3)までの事項については、昨年11月2日のあり方検討会及び各派代表者会議において、全会一致で合意がなされた、政務活動費の運用の適正化と透明性の向上のための改善策のフレームに関わるものでございます。これらの項目について、本検討会として、どのような取扱いとすればよいのか、委員の皆様のご意見を伺います。

村上座長： 最終ページのところです。どうでしょうか。いずれも、昨年11月2日のあり方検討会及び各派代表者会議において、合意がなされておりますので、本会では取り上げないこととするというようなことで、よろしいでしょうか。合意してここまで来ているわけですね。

赤星委員： これ全部ですか。

佐藤副座長： 進行の確認ですけども、1点目、2点目、3点目について、今、座長がおっしゃったように、これら3つについてのご意見を伺うという進行でございませう。

鋪田委員： (2)と(3)は間違いなく合意されたことなので、これについては第三者機関の運用とかについては、新しい選挙で選ばれた者で、具体的な構成を決めたりしますけど、(2)と(3)は決めたスキームでやっていいと思います。(1)は今回のスキームで決めているわけではないので、今後検討事項として、必要があれば、別の段階で協議すればいい話だろうと思います。

村上座長： (2)と(3)については、申し上げたとおりでございますが。

鋪田委員： 例えば、(2)の④の交付等の運用案について市民の意見を聞く場の設置とか、もともと予定はしていなかったものが、新たに加えられたという意見について、あり方検討会で継ぐのかどうか。①から③はそもそも決めてしまっているわけなので。これを別のスキームに変えるとなると、あり方検討会で話すのは違うのかなと。

佐藤副座長： 今、鋪田委員がおっしゃったこと、私ももう一度確認ですけども、(2)の政務活動費の交付方法等に係る検討について、ご意見があったようだという報告ですので、これについては、あり方検討会で、作業部会には運用指針について委託をしましたので、基本的な交付方法等については、先のあり方検討会で、これでいいかということで、現行15万円であるだとか、部会の方でも、完全な後払いにはなっていませんけども、そういったことを具体的に詰めていただきました。(3)の第三者機関のあり方の検討についても、いろんな意見の中で、本来の政務活動費の交付場所が、会派、議員であるということから、設置は議会側に置かしていただくというので、これもあり方検討会で、決定をさせていただいた既成のことで、意見は意見として、当初からもありましたし、意見として伺うということで、根底から覆すようなことになると、次への一歩が進めませんので、これは。

江西委員： 今、第三者機関が議会側というお言葉があったと、議会側ではないという認識で作業が進んでいたんで。

佐藤副座長： ごめんなさい。言い方、ごめんなさい。会派及び議員、会派側です。

江西委員： 資料が膨大すぎて、運用指針が見つからなくて、探しておったんですが。第三者機関の運用指針上における費目が決められておりましたが、そもそもこの費目を使って出そうという発想は、あり方検討会で持っておられたのかということを確認させていただきたいのと、作業部会でも、いくつかカットする費用がありました。カットする費用があったのであれば、現行15万円ということについても、当然、議論を持っても仕方がないんじゃないかと思います。個人払い、併用払いについても、あり方検討会で決めたものではなく、過去のものが付いているだけと、作業部会でも、こういった意見があったということ、あり方検討会では特段のご意見はなかったと思いますが、了解いただけないかなと思います。

村上座長： 今ある費目でいくと、事務費、人件費ではなくて、委託していただきますということで事務費で、15万円の中から支払うということは、当然、その分は使える額が減るということを含んでおります。

江西委員： 個人払い、併用払いということについては、ここでは議論がなかったんじゃないかと思うんですが。

村石委員： 結論から言うと、ここに書いてある項目を、引き続き検討していくと、検討する主体が、各派代表者会議なのか、あり方検討会なのか、そこは今後またあるにしても、確認したいのは、こういうことを引き続き検討していくということを、まず座長に確認していただきたいのです。(4)に公開の同意書がありますが、私は、同意書を取らないで、全部公開した方がいいと思います。そのようなことが、確認できれば、いいのではないかと。細かく言うと、私も完全後払い制を検討すべきだとか、特に個人払いを強調していましたけど、必要ではないかと発言していました。新しい議員が構成されれば、その中で、この課題を議論していくということさえ確認できればいいと思います。

村上座長： (4)は後でお諮りいたします。ペナルティ制も、大島委員から話があったかと思えます。

赤星委員： 作業部会は全会派から入っていただいて、補欠選挙で出てこられた新しい議員にも入っていただいて、喧々諤々とやっていただいたということで、せっかく出された意見ですよ。引き続き検討するというのが、一番いいと思います。やはり、第三者機関のあり方について、設置そのものにも疑問が出されていました。運用指針を細かく見ていくと、非現実的じゃないのかとか、本来の議員活動、政務活動、調査活動を縛るものになってはいけない、べからずルールになってはいけない、ということがありますので。もう一度、作業部会の膨大な議論から出てきた疑問点を、検討し直す必要があると。例えば、全部、第三者機関で全て事前審査が必要となりますと、調査活動で、ぱっと相手方にアポを取って行く場合も、第三者機関ができるまで審査していただけない、すぐ行けないとなると、調査もできない、これだったら間尺に合わない、そういう問題もあります。

横野委員： 今の発言については、作業部会でもこの発言が出たんですけども、結果的には、緊急性がある場合は止むを得ないということで、事後報告で処理しましょうということ、作業部会で了解取れましたので、赤星委員のおっしゃることについては、作業部会の皆さんは、緊急で動く場合は、事前審査を取らずに行っても、止むを得ないという判断をしております。逆に、事後報告でそのことを報告して、正当性があるとすれば、支払を認めるという形を取りましたので、素案の中に入れ込んであります。

佐藤副座長： 冒頭から申し上げましたが、作業部会のご苦勞がありまして、今回の意見を尊重するという大前提で、個人的にもあり方検討会のようなものは、継続していく、通年というわけにはいかないかもしれませんが、いずれにしても運用を始めてからも、不備等が出た場合、それを改善できるようなシステムというのは充分あり得ます。貴重な意見であると受止めて、根底から覆すのではなく、スタートしていただきたいという思いであります。

村上座長： これは、根本的なルールですよ。つまり、補欠選挙でおいでた方にとっては、自分が出る前に決まっていたらという印象は、確かにあるだろうと思いますが、補欠以前の議会は仮の議会ではないんですね。当然、議決事項は成立しているわけでありまして、本体であるわけですね。そのことを、補欠前に決定されたから、仮みたいに思われても困ります。4月には、また普通選挙が行われて、新たな議員も誕生いたしますけれども、それ以前の決定は尊重されないのかと、当然、継続するわけですから、新しく選ばれた方々の意見は、当然尊重すべきではありませんが、だからといって前の決定事項が、反故にされる、意味を持たないということではないということだけは押さえておきたいというふうに思っております。誤解のないように。

村石委員： 副座長と同じような主旨を思っています。忘れてはならないのは、政務活動費は、議員の資質を高めるために調査研究をするための経費ですよ。だからある意味では、議員にとって調査研究しやすいような、本来、制度であるべきと思っています。しかし、富山市議会は、不正請求や不適切請求があつて、13人の議員が辞職をした、このことをしっかり反省をして、二度と不正が起きないような指針を決めたわけですよ。実際、運用したら、やはり問題が出てくると思うんですよ。そうなったときに見直していくことも当然必要だということ、しっかり私達議員は、確認する必要があると思います。

赤星委員： 村石委員のおっしゃったとおりだと思います。議員の資質を高めると、行政に対する監視機能を議会として議員として、活動するために政務活動費は有り得る、例えば、第三者機関の費用負担の件でも、政務活動費で年間600万円の支出をすることが、妥当なのかどうかということについては、いまだ疑問を持っております。毎週3人の方に来ていただいて、年間600万円、政務活動費からというのは、はっきり言って変だなと、妥当ではないと、議長の下に置き、議会費で賄うのが妥当だと思いますし、頻繁に来ていただかなくても、これだけ不正があつて、新しいルールできちっとやろうという会派、議員の自覚と管理の下にやれば、そのうち600万円もの費用は必要なくなると思いますし、何費でやるのかというのも、常に見直しが必要だと思っております。

鋪田委員： 全く同じことを言っています。つまり、あり方検討会でどこまで決めて、次の新しく当選された方々にどこまで委ねるとか、それから見直しも当然、例えば、新たな判例が出たとして、今は指針で認めているけど、認めない方がいいよとか、当然出てくると思います。任期中のあり方検討会が終わったらそれで終わりではなくて、まず、任期中のあり方検討会でどこまで決めるか、もう1回再確認しているわけですよ。第三者機関の設置とか実質後払い制とかも、どの会派も異論はないと。議会が外部機関を設置することは、地方自治法で認められていません。だから、例えば、北海道議会では、議長が指名する者として、第三者機関じゃないけど、議長の下に事実上の第三者機関を置いたり、例えば、会

派共同設置案みたいなことで、苦労しているわけです。あるいはそうじゃないんだという解釈でもって、議会に設置しているところもありますが。そういった地方自治法上の問題がクリアになれば、議会に置くことも差し支えないと思います。私達も、議会に置くとか、議会事務局だけでチェックできる体制が取れば、ベストだと思っているんですが。見ているゴールが、どの会派の皆さんも一緒だと思うんですが、まずスタートし、問題があれば変えていくということで、よろしいのではないかなと思います。

村上座長： 第三者機関に600万円ぐらい掛かるという話が、赤星委員からありました。これは、ボリュームがどれだけか分からんわけです。我々が、厳しくして使えないように議論されましたけども、認めないということが増えていけば、600万円を委ねるボリュームが減っていく、微妙なのが増えれば増えるほど審査も増えていくと、運用してみないと分からないところもあるかと思えます。まずはスタートしないと、機能していかないと結論も出ない、分からないということもありますので、任期中にこのことをまとめて、スタートさせるということが、一番大きな使命かと思っております。

いろいろご意見がありました。鋪田委員にまとめていただきましたが、大きく決めたこの審査後払いでありますとか、第三者機関の設置などは、そのままやっていくということで、ペナルティ制にしましてもご意見をお伺いしましたと、完全後払い制への移行も事実上後払いということで、スタートしたいというふうに思っています。それから会派交付、このままいくと、現行月額15万円についても15万円で行くと、交付等の運用案については市民の意見を聞く場の設置は意見として聞いておくと、第三者機関のあり方の検討については、政務活動費で支出すると、設置主体は会派側に置くということですね。ここまで我々として、決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： はい、ではそのように取り計らいます。続きまして、(4)で「政務活動費の支出証拠書類における情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討について」、委員の皆様のご意見を伺います。これ、中身分かっていますか。

久世局長： ご意見を伺う前に、議会事務局から説明をさせていただきます。お手元に資料がいないようですので、コピーをしてお配りいたします。座ってご説明させていただきます。A4横長のペーパーで、「富山市の情報公開制度における個人情報取扱いについて(イメージ図)」でございます。富山市の情報公開制度は、条例に基づき実施しております。議会も実施機関のひとつでございます。この情報公開制度の基本的な考え方というのは、当然、行政の透明性、開かれた行政という観点から、原則公開でございます。従いまして、市が保有している公文書、大部分

は公開が義務付けられているものでございます。ところで、一方、個人情報はどうかと言いますと、原則非公開となっております。当然のことながら、個人情報というのは、個人のプライバシーというものがございませぬので、そういった個人の方々の正当な権利利益の保護という観点から、原則非公開となっております。従いまして、個人の氏名、住所、電話番号等々、これらの個人が識別されうる情報は非公開となっております。ややこしいことを申しますが、公益上、例外的に公開となっておりますものがございませぬ。条例上は3つございませぬが、私どもの議会で保有する公文書につきましては、大きく2つございませぬ。1つは、(1)の公務員等の情報でございませぬ。議員の方々は一般職ではございませぬ。非常勤の特別職でございませぬが、公務員でありますので、議員及び職員職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、例外的に公開となっております。2つは、(2)の公にされ、または公にすることが予定されている情報で、例1の議員の住所、自宅電話番号、生年月日、顔写真等これらは市のホームページに掲載しておりますので、公開となります。

そこで、今年度、私どもは政務活動費に係る証拠書類等につきまして、大量の情報公開請求をいただきました。例の2にあげてあります4項目につきましては、現在非公開としております。言い訳を申し上げる気はないのですけども、富山市の情報公開制度の実施機関は別々でありますけれども、条例は1本でございませぬ。条例の基本的な考え方、解釈に基づきまして、非公開とさせていただいているものでございませぬ。例えば、町内会長さんのお名前、研修会や講演会の講師のお名前というのが、なぜ非公開なのか、実際、研修会の講師のお名前というのは、研修会というのは通常ホームページに載っていたり、チラシとかが配られていたりして、誰でもが知り得る情報じゃないかというご懸念はあろうかと思ひます。これは条例上の制度上の事柄でございませぬ。国の情報公開法も、富山市の情報公開条例を含む全国の大多数の条例はそうであると聞き及んでおります。個人情報を非公開とする条例の規定ぶりが、個人を識別される情報は、例外的な部分を除いて全て非公開にしなければならないという規定になっております。全国の自治体の中には、ものの本を見ますと、少数派となっておりますが、その人のプライバシーを侵害しているかどうかを判断して、公開、非公開としているという条例の規定ぶりのところがございませぬ。本来その方が公開の範囲が広がるわけですので、望ましいと個人的には思ひますし、一般的にそうだと思ひます。しかしながら、これも、ものの本によりますと、情報公開法なり、全国の富山市も含む自治体の条例がなぜそのスタイルを取れなかったのか、やはりひとえに、プライバシーを侵害しているかどうかという判断というのは、個々人の価値判断に委ねられる部分が多くて、つまり条例の解釈上、安定性を欠くと、恣意的に行われたら、これは適わないと、混乱するということで、止むを得ず特定の個人を、その公文書の中から、氏名、住所等から識別される情報は原則非公開というふうになっております。

議会事務局としても、私個人としても、大変悩ましました。そうは言ひながらも、政務活動費の領収書等の証拠書類について、会派の方々、

議員の方々、議会、政務活動費がどう使われているかについては、極力ガラス張りにすべきだし、事務局として強い思いがございませぬ。であれば、条例の解釈上MAXまで、ぎりぎりまで解釈してできないかと模索しました。条例を所管している行政管理課とも数回協議を重ねまして、それらの結果ここで記載されています4点、町内会長さんのお名前等、研修会などの講師の方のお名前等、視察先から入手した資料における担当者のお名前等、レシートにおける担当者のお名前等、これらの4つのタイプのものについては、公にされ、または公にすることが予定されている情報ということに、ぎりぎり解釈できるだろうという実施機関の判断の下で、そのような取扱いを、1月30日に議長まで書面で決裁をいただいたところでございます。これは報道機関の方々には、昨年12月下旬に記者会見をさせていただいたときに、これについて今後検討していくと申し上げていた内容のとおりであります。

今回、同意書・確認書を模索させていただいたのは、例の2で4項目については条例を解釈してということなんですけども、領収書に記載されている担当者の氏名というのを、ご本人さんの同意なしにして、いくら条例をMAXに解釈するとしても、公開できるんだろうかと非常に懸念をいたしました。政務活動費の透明性を高めるといふことは、もとより重要なことなんです。しかし、公益と公益がぶつかり合っているわけでございます。政務活動費というものの透明性を高めるといふ公益と、個人情報というものを原則非公開として、個人の方々の権利利益を擁護する公益が、ぶつかり合っているわけなんです。そのぎりぎりのところで、私どもはこういった同意書を制度化すれば、ご本人さんさえ納得していただければ、例えば、領収書に記載されている担当者の方の同意があれば、氏名を公開すること、今の条例を逸脱するということではなくて、現行の条例の規定の、公にされ、または公にすることが予定されている情報に含ませるといふことで、対応させていただきたいということ、ご提案を申し上げた次第です。

ただし、弱気なことを申すようなんですけど、これについてはいろいろなご議論があらうかと思ひます。議会事務局の方で調べた限りでは、全国でこのようなことをやっているところは、出てまいりませぬでした。北海道から沖縄まで全部調べたわけではありませぬので、私の自治体ではやっていますよというところがあるかもしれません。私どもが調べた限りは出てきませぬでした。初めてやるのがだめということはないんですが、やはりこれについては、ご提案申し上げますけども、いろいろなご意見があらうかと思ひますので、事務局といたしましては、絶対何が何でも今すぐという思いではございませぬ。これはそれなりに慎重にご議論していただくことも大事かなと思ひております。以上でございます。

村石委員： 質問2点だけ、(1)の公務員等の情報の中で、会派の職員をどう扱うかということがあろうかと思ひますけど、これは、不正、不適切に関わった事例では、会派職員との関係が出てきているんですよ。会派職員が作った資料だとか、会派職員に聞いてくれとか、つまり会派職員をこの「等」の中に含めたらどうかということなんです。例えば、鳥取県議会では、

会派の職員、議員個人が雇用した職員については、個人名、印影まではいっていないですけど、名前までは公開をしているということがあります。もうひとつは、同意書の問題です。基本的には、全て公開するということが必要だと思います。なぜかという、実例で、Aという業者の領収書は黒く消されていて、Bという業者の領収書は公開されている、私らは同意を取った取らなかったは分かりますよ。一般の市民の人は、何でこんな、この領収書は黒くなっている、この領収書は公開されているのか、分かりづらいし、黒くしているのは何かと詮索される可能性にもなるということがあると思います。ただ、議会事務局として同意書を取ってくださいということは、変えられないにしても、実際会派や議員がお願いするときは、ぜひ同意書をくださいと、そうしていただく方がベストなのでということで、基本的には同意して下さるような事業主に発注するということを用意としてやっていけば全部公開になる、という具合に思います。

赤星委員： 公開範囲を広げることは、賛成です。ちょっと疑問点が、実際どうしたらいいかと思うんですけど、JR切符の領収書を何枚か持ってきているんですが、JRですとか、あいの風とやま鉄道の窓口で買った切符ですとか、こういうものは担当者の印が押してありますけども、シャチハタのハンコなんですけど、窓口で議員が切符を買うとき、いちいち同意書をもらうことって困難だと思うんです。こういう公共交通機関については、例えば議会として同意書をもらっておく、そういうことは可能なのか、実際どうしたらいいものかと思うんです。公共のものは同意書をもらわなくても公開しちゃいますよとするか。

村上座長： これの主旨は、我々が同意書をもらってきた方が、自らの証明がしやすいでしょうということでしょう。

久世局長： 村石委員さんのご質問で、会派の事務職員さんの件なんですけど、富山市の情報公開条例上は、公務員等に含めることは不可能です。公務員等の等というのは、独立行政法人の職員とかを言っておりまして、準公務員という形ですね。ただ、会派の職員の人というのは、政務活動費の使われ方について、非常に大きな事務手続きの中に入っているわけでありまして、もしも富山市議会として、同意書というものをあくまでも任意でありますけど、持ったとしたならば、会派の職員の方に対して、同意書を包括的に取っていただいて、政務活動費の証拠書類の中にあなた様のお名前とか印影とか出てきますが、これについては今後情報公開になったときに公開していいですかと、いいですよということをお願いすれば、それは可能だと思います。そういうのが解決のひとつの手立てなかと思っております。赤星委員さんのお尋ねの件ですが、個別具体の話なので、この場で結論を申し上げることはできかねると思うんですが、おっしゃられることはよく分かります。レシートにおける担当者の氏名、印影は、新年度から非公開情報から公開情報へ切り替えさせていただくわけですね。そのJRさんのものが、これに該



当するかどうかということは、個別にまた教えていただければ、それについては極力公開ということで、話を承りたいと思います。

佐藤副座長： 賛成です。新年度からその解釈で運用していくことで、ただ同意書の扱いは、ここで了解をもらっていく、協議していくというような、今は判断が難しいと思います。

村上座長： 目的は、身を守るためですか。加えて、事務局作業の消し忘れを簡略にしたいのですか。

久世局長： 両方です。条例もMAXまで解釈して、政務活動費の透明性を高めるエンジンにしたいと思っております。様式上の素案で、同意書・確認書をご提案しましたが、29年度からインターネット公開いたします。今までは、情報公開請求に事務局まで足を運んでいただいて、2週間待っていただいております。インターネット公開することで、お店にプレッシャーになったり、すぐにタブレットやスマホで見られることで、取引事業者が萎縮しないよう、政務活動費の執行においては、包括的に、柔らかい口調をお願いをしていただいて、ものすごいボリュームになりますので、少しでも紛れのないように進めていきたいと思います。

村上座長： 他に、ご意見はありませんか。

橋本委員： 会派事務員の公開は、反対です。検討していただきたいと思います。

村上座長： 同意書の導入の検討について、いろんなご意見がありましたので、次回までに、会派と委員の皆様のご意見をまとめていただき、次回、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、持ち帰っていたします。最後に、(5)「条例改正の際に、今回のような政務活動費の改善に至った経緯等について、提案理由の中で盛り込んでほしい。」とのご意見については、「そのように取り扱うこととする。」として、よろしいでしょうか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定いたします。次に、今後のスケジュール案について、協議したいと思います。これについて、事務局から説明させます。

横山庶務課長： お手元の資料「政務活動費のあり方検討会 今後のスケジュール案」について、ご覧ください。本検討会の今後の日程については、②から説明をいたしますが、第8回を、今月の10日午前10時から開催し、先ほど決定し

ました協議事項の検討を行い、さらに、第9回目を、16日午前10時から開催し、積み残しの協議事項があった場合は、その検討を行ったうえ、新運用指針案を取りまとめし、その後、正副座長より、議長に報告する予定としております。説明は、以上でございます。

村上座長： 今ほど説明のあったスケジュール案について、委員の皆様のご意見を伺います。意見がないようですから、これでよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

村上座長： それでは、そのように決定をいたしました。本日は、この程度にとどめたいと思います。これで、本日の協議は終了いたしました。これをもって、政務活動費あり方検討会を閉会いたします。ご苦労様でした。